

制定 国自技第 152 号、国自環第 134-2 号 平成 15 年 10 月 1 日
最終改正 国自基第 83 号 令和 6 年 9 月 20 日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成 15 年国土交通省令第 95 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 15 年国土交通省告示第 1317 号）が制定されたことに伴い、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図らねない。

なお、本通達により、「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の告示に伴う関係通達（依命通達）の一部改正について（依命通達）（平成 14 年 8 月 30 日国自技第 180 号、国自審第 631 号、国自整第 100 号）別添「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 2 条第 1 号の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について」は廃止する。

記

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第 2 条第 1 号の「国土交通大臣が定める自動車」及び第 40 条第 1 項第 3 号の「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。
 - (1) 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）別添 2 の新型自動車等取扱い要領に基づく新型届出（以下「新型届出」という。）による取扱いを受ける自動車
 - (2) 「輸入自動車特別取扱い制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱いを受ける自動車
2. 細目告示第 166 項第 2 項第 2 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、「道路運送車両の保安基準の保安基準第 8 条第 4 項に規定する速度抑制装置の装置要領書について」（平成 15 年 7 月 7 日国自技第 68 号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置が装着された自動車であって、次の (1) から (4) までの全てが確認できるものとする。
 - (1) 細目告示別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（けん引自動車を除く。）に表示されていること。
 - (2) 速度抑制装置を装着した事業者が、装着要領書で指定した事業者であること（速度

抑制装置装着後初めての検査を行う自動車（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないもの）に限る。）。

- (3) 自動車の運転者席側ドアストライカ付近に装着要領書に規定する速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付されているとともにラベルに記載されている車台番号が当該自動車の車台番号と一致していること。
- (4) 速度抑制装置の機能を損なう改変を防止するために装着要領書に規定する方法で封印が適正に施されていること。

ただし、機械式速度抑制装置の場合は、自動車の電源投入時に、アクチュエータの作動が確認できればよい。

3. 細目告示第81条第2項第1号イ、第159条第2項第1号イ及び第237条第2項第1号イの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」（平成5年11月25日自技第165号）が適用される自動車
- (2) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成7年1月27日自技第12号）が適用される自動車
- (3) 「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成10年3月31日自技第61号）が適用される自動車
- (4) 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日国自技第201号、国自整第350号）が適用される自動車

4. 平成27年国土交通省告示第826号による改正前の細目告示第41条第1項第21号の「国土交通大臣が定める自動車」は、「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）によりその型式について認定された自動車及び新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。

5. 細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号及び第237条第2項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年国土交通省令第81号（本項及び次項において「平成27年改正保安基準」という。）の施行前に自動車登録ファイルの登録されたものであって、「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日国自技第201号、国自整第350号）2.（3）により最大積載量を算出した牽引自動車
- (2) 平成27年改正保安基準の施行前に新型届出による取扱いを受けた牽引自動車
- (3) 平成27年改正保安基準の施行前に「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号）に基づく輸入自動車特別取扱を受けた牽引自動車

6. 細目告示第81条第2項第3号、第159条第2項第3号及び第237条第2項第4号の「国

国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年改正保安基準の施行前に自動車登録ファイルの登録されたものであって、「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日国自技第201号、国自整第350号）2.（3）により最大積載量を算出したセミトレーラ
- (2) 平成27年改正保安基準の施行前に新型届出による取扱いを受けたセミトレーラ
- (3) 平成27年改正保安基準の施行前に「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号）に基づく輸入自動車特別取扱を受けたセミトレーラ

7. 細目告示第21条第5項第1号及び第99条第7項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 検査時車両状態の車両重量（原動機用蓄電池の重量は除く。以下この項において同じ。）が330kg以下及び最高速度が45km/h以下、並びに最大連続定格出力が4kW以下である自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く）
- (2) 前号の自動車以外の自動車であって検査時車両状態の車両重量が380kg（貨物自動車にあつては530kg）以下及び最大連続定格出力が15kW以下である自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く）

8. 細目告示第177条第5項第10号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 検査時車両状態の車両重量（原動機用蓄電池の重量は除く。以下この項において同じ。）が330kg以下及び最高速度が45km/h以下、並びに最大連続定格出力が4kW以下である自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く）であつて、協定規則第136号の技術的要件に適合しているもの
- (2) 前号の自動車以外の自動車であつて検査時車両状態の車両重量が380kg（貨物自動車にあつては530kg）以下及び最大連続定格出力が15kW以下である自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く）であつて、協定規則第136号の技術的要件に適合しているもの

9. 細目告示第10条第3項及び第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、新型届出における保安基準適合性審査に係る自動車をいう。

10. 細目告示第42条第4項第2号及び第7項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、電気を動力源とする二輪自動車であつて、最大連続定格出力が11kWを超えるもの及び内燃機関を原動機とする二輪自動車とする。

11. 細目告示第91条第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、遠隔操作又は自動運行（プログラムにより自動的に運行を行うことをいう。）の技術の向上に資するために行う走行に用いられる自動車とする。

附則（平成15年10月1日 国自技第152号、国自環第134-2号）

この通達は、平成15年10月1日から適用する。

附則（平成25年10月1日 国自環第100号）

この通達は、改正日から適用する。

附則（平成26年2月12日 国自審第1465号、国自環第195号、国自技第179号、国自整第284号）

この通達は、改正日から適用する。

附則（平成26年6月10日 国自審第270号、国自技第35号）

この通達は、改正日から適用する。

附則（平成27年3月31日 国自技第200号）

この通達は、平成27年5月1日から適用する。

附則（平成27年11月16日 国自環第117号）

この通達は、平成27年11月16日から適用する。

附則（平成28年1月20日 国自技第215号）

この通達は、平成28年1月20日から適用する。

附則（平成30年1月31日 国自環第163号）

この通達は、平成30年1月31日から適用する。

附則（令和3年6月9日 国自基第11号）

この通達は、令和3年6月9日から適用する。

附則（令和6年6月14日 国自基第35号）

本改正規定は、令和6年6月15日から施行する。

附則（令和6年9月20日 国自基第83号）

本改正規定は、令和6年9月22日から施行する。

以上